

令和6年度横浜市予算について

横浜市報第163号 別冊

目 次

令和6年度	横浜市一般会計予算	1
令和6年度	横浜市国民健康保険事業費会計予算	24
令和6年度	横浜市介護保険事業費会計予算	28
令和6年度	横浜市後期高齢者医療事業費会計予算	32
令和6年度	横浜市港湾整備事業費会計予算	35
令和6年度	横浜市中央卸売市場費会計予算	39
令和6年度	横浜市中央と畜場費会計予算	44
令和6年度	横浜市母子父子寡婦福祉資金会計予算	49
令和6年度	横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算	52
令和6年度	横浜市公害被害者救済事業費会計予算	55
令和6年度	横浜市市街地開発事業費会計予算	58
令和6年度	横浜市自動車駐車場事業費会計予算	63
令和6年度	横浜市新墓園事業費会計予算	66
令和6年度	横浜市風力発電事業費会計予算	71
令和6年度	横浜市みどり保全創造事業費会計予算	74
令和6年度	横浜市公共事業用地費会計予算	79
令和6年度	横浜市市債金会計予算	83
令和6年度	横浜市下水道事業会計予算	86
令和6年度	横浜市埋立事業会計予算	90
令和6年度	横浜市水道事業会計予算	92
令和6年度	横浜市工業用水道事業会計予算	96
令和6年度	横浜市自動車事業会計予算	99
令和6年度	横浜市高速鉄道事業会計予算	103
令和6年度	横浜市病院事業会計予算	107

令和6年度横浜市一般会計予算

令和6年度横浜市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,915,553,874千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市税		880,997,000 <small>千円</small>
	1 市民税	472,534,000
	2 固定資産税	297,551,000
	3 軽自動車税	3,556,000
	4 市たばこ税	23,177,000
	5 入湯税	70,000
	6 事業所税	19,447,000
	7 都市計画税	64,662,000
2 地方譲与税		8,695,000
	1 地方揮発油譲与税	2,655,000
	2 自動車重量譲与税	4,615,000
	3 森林環境譲与税	443,000
	4 特別とん譲与税	962,000
	5 石油ガス譲与税	20,000
3 利子割交付金		220,000
	1 利子割交付金	220,000
4 配当割交付金		5,382,000
	1 配当割交付金	5,382,000
5 株式等譲渡所得割交付金		4,544,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	4,544,000
6 分離課税所得割交付金		1,036,000

款	項	金額
	1 分離課税所得割交付金	1,036,000 ^{千円}
7 法人事業税交付金		10,076,000
	1 法人事業税交付金	10,076,000
8 地方消費税交付金		83,398,000
	1 地方消費税交付金	83,398,000
9 ゴルフ場利用税交付金		146,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	146,000
10 環境性能割交付金		2,699,000
	1 環境性能割交付金	2,699,000
11 軽油引取税交付金		12,144,000
	1 軽油引取税交付金	12,144,000
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金		500,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	500,000
13 地方特例交付金		27,254,000
	1 地方特例交付金	27,174,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	80,000
14 地方交付税		27,000,000
	1 地方交付税	27,000,000
15 交通安全対策特別交付金		743,000
	1 交通安全対策特別交付金	743,000
16 分担金及び負担金		28,841,114
	1 負担金	28,841,114
17 使用料及び手数料		49,466,208

款	項	金額
	1 使用料	38,945,109 ^{千円}
	2 手数料	10,521,099
18 国庫支出金		383,971,325
	1 国庫負担金	314,486,385
	2 国庫補助金	68,161,653
	3 国庫委託金	1,323,287
19 県支出金		106,151,706
	1 県負担金	74,632,206
	2 県補助金	24,620,745
	3 県委託金	6,898,755
20 財産収入		13,074,407
	1 財産運用収入	6,771,939
	2 財産売却収入	6,302,468
21 寄附金		5,422,823
	1 寄附金	5,422,823
22 繰入金		51,449,310
	1 他会計繰入金	4,009,214
	2 基金繰入金	47,440,096
23 繰越金		1
	1 繰越金	1
24 諸収入		105,765,980
	1 延滞金、加算金及び過料	279,520
	2 市預金利子	400

款	項	金額
	3 収納資金貸付金元利収入	37,740 ^{千円}
	4 貸付金元利収入	3,126,536
	5 預託金元利収入	73,613,000
	6 収益事業収入	10,000,000
	7 雑入	18,708,784
25 市債		106,577,000
	1 市債	106,577,000
歳	入	合
		計
		1,915,553,874

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		3,176,115 ^{千円}
	1 議会費	3,176,115
2 総務費		97,131,197
	1 脱炭素推進費	5,113,409
	2 GREEN×EXPO推進費	9,659,876
	3 政策経営費	5,151,987
	4 国際費	2,071,929
	5 総務費	51,817,666
	6 財政費	4,453,684
	7 税務費	14,429,080
	8 会計管理費	2,739,545
	9 人事委員会費	329,685
	10 監査費	448,739
11 選挙費	915,597	
3 市民費		44,328,630
	1 市民行政費	15,553,554
	2 地域行政費	28,775,076
4 にぎわいスポーツ文化費		21,878,260
	1 にぎわいスポーツ文化費	21,878,260
5 経済費		82,449,344
	1 経済費	82,449,344

款	項	金額
6 こども青少年費		369,520,043 ^{千円}
	1 青少年費	24,041,432
	2 子育て支援費	223,966,019
	3 こども福祉保健費	121,512,592
7 健康福祉費		362,077,981
	1 社会福祉費	52,029,561
	2 障害者福祉費	140,073,665
	3 老人福祉費	13,672,541
	4 生活援護費	136,947,502
	5 健康福祉施設整備費	8,855,428
	6 健康推進費	10,499,284
8 医療費		26,655,184
	1 医療政策費	6,832,961
	2 公衆衛生費	19,822,223
9 みどり環境費		33,600,413
	1 みどり環境総務費	9,175,880
	2 総合企画費	325,255
	3 環境保全費	368,287
	4 環境活動推進費	764,762
	5 環境施設費	9,912,085
	6 環境整備費	13,054,144
10 資源循環費		48,169,328
	1 資源循環管理費	23,548,418

款	項	金額
	2 適正処理費	24,292,014 ^{千円}
	3 し尿処理費	328,896
11 建築費		28,891,741
	1 建築指導費	10,639,242
	2 住宅費	18,252,499
12 都市整備費		10,842,321
	1 都市整備費	10,842,321
13 道路費		66,253,843
	1 道路維持管理費	25,196,964
	2 道路整備費	41,056,879
14 河川費		4,438,132
	1 河川費	4,438,132
15 港湾費		17,260,927
	1 港湾管理費	7,775,264
	2 港湾整備費	9,485,663
16 消防費		43,766,511
	1 消防費	43,766,511
17 教育費		286,032,208
	1 教育総務費	195,457,856
	2 小学校費	14,146,112
	3 中学校費	6,772,397
	4 高等学校費	1,121,063
	5 特別支援学校費	1,816,005

款	項	金額
	6 生涯学習費	3,856,988 ^{千円}
	7 学校保健体育費	27,427,733
	8 教育施設整備費	35,434,054
18 公債費		174,111,326
	1 公債費	170,530,898
	2 第三セクター等改革推進債公債費	3,580,428
19 諸支出金		193,970,370
	1 特別会計繰出金	193,970,370
20 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳 出	合 計	1,915,553,874

第2表 債務負担行為

追加

事 項	期 間	限 度 額
旧上瀬谷通信施設公園（仮称） 施設整備工事請負契約等	令和7年度から 令和8年度まで	限度額 8,800,000 千円
環状4号線（北町地区）道路整 備工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	限度額 1,900,000 千円
ふるさと納税寄附管理等業務委 託契約	令和7年度	限度額 800,000 千円
横浜市市庁舎音声ネットワーク 設計・構築業務委託契約	令和7年度	限度額 140,000 千円
経費適正化によるコスト削減支 援業務委託契約	令和7年度	限度額 260,000 千円
マイナンバー制度における情報 連携を行うシステム（団体内統 合宛名機能）の標準化対応業務 委託契約	令和7年度	限度額 220,000 千円
家屋評価システム運用保守等業 務委託契約	令和7年度から 令和16年度まで	限度額 120,000 千円
選挙人名簿管理システム等の標 準化対応コンサルティング業務 委託契約	令和7年度	限度額 56,000 千円
選挙人名簿管理システム等の標 準化対応業務委託契約	令和7年度	限度額 270,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
戸籍情報システム等の標準化対応業務委託契約	令和7年度	限度額 130,000 千円
戸籍への氏名の振り仮名法制化対応業務委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	限度額 820,000 千円
都筑公会堂天井改修等工事請負契約	令和7年度	限度額 1,100,000 千円
青葉区総合庁舎浸水対策工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	限度額 800,000 千円
スポーツセンター及び地区センター等LED化ESCO事業委託契約	令和7年度から 令和16年度まで	限度額 510,000 千円
横浜市中心職業訓練校訓練業務委託契約	令和7年度	限度額 12,000 千円
横浜市健康管理システム（母子保健分野）の標準化対応コンサルティング業務委託契約	令和7年度	限度額 45,000 千円
横浜市健康管理システム（母子保健分野）の標準化対応業務委託契約	令和7年度	限度額 140,000 千円
東部児童相談所（仮称）新築工事請負契約	令和7年度	限度額 1,700,000 千円
障害者スポーツ文化センター横浜ラポール天井改修等工事請負契約	令和7年度	限度額 630,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
松風学園（A棟）整備工事請負契約	令和7年度	限度額 740,000 千円
東部方面斎場（仮称）昇降機設備工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	限度額 510,000 千円
旧市民病院跡地整備工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	限度額 1,400,000 千円
公園施設修繕工事請負契約	令和7年度	限度額 150,000 千円
公園緑地整備工事請負契約	令和7年度	限度額 410,000 千円
粗大ごみ収集業務委託契約	令和7年度	限度額 220,000 千円
廃棄物処理施設等LED化ESCO事業委託契約	令和7年度から 令和14年度まで	限度額 520,000 千円
焼却工場設備補修等工事請負契約	令和7年度	限度額 250,000 千円
ごみ焼却熱有効利用実証試験に関する工事請負契約	令和7年度	限度額 180,000 千円
鶴見工場蒸気コンデンサファンインバータ補修工事請負契約	令和7年度	限度額 15,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
金沢工場焼却炉等改修工事請負契約	令和7年度から 令和10年度まで	限度額 11,000,000 千円
金沢工場クレーン制御設備補修 工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	限度額 95,000 千円
狭あい道路拡幅整備工事請負契約	令和7年度	限度額 200,000 千円
公共建築物長寿命化対策のための 修繕業務委託契約等	令和7年度	限度額 900,000 千円
ひかりが丘住宅住戸改善工事請 負契約	令和7年度	限度額 3,400,000 千円
川辺町住宅住戸改善工事請負契約	令和7年度	限度額 2,400,000 千円
さかえ住宅建替工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	限度額 5,400,000 千円
尾張屋橋住宅建替工事請負契約	令和7年度	限度額 1,200,000 千円
上大岡駅バスターミナル給排気 施設改修工事請負契約	令和7年度	限度額 64,000 千円
道水路等境界調査業務委託契約	令和7年度	限度額 64,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
道路用地管理工事請負契約	令和7年度	限度額 14,000 千円
道路修繕工事請負契約等	令和7年度	限度額 2,600,000 千円
交通安全施設等整備及び補修工事請負契約	令和7年度	限度額 380,000 千円
橋梁補修工事請負契約	令和7年度	限度額 30,000 千円
末吉橋架替上部工事請負契約	令和7年度から 令和9年度まで	限度額 1,300,000 千円
都市計画道路用地管理工事請負契約	令和7年度	限度額 79,000 千円
都市計画道路横浜逗子線（釜利谷六浦地区）トンネル工事請負契約	令和7年度から 令和11年度まで	限度額 6,000,000 千円
河川・水路等修繕工事請負契約	令和7年度	限度額 74,000 千円
河川・水路等調査検討業務委託契約	令和7年度	限度額 45,000 千円
河川整備工事請負契約	令和7年度	限度額 370,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
河川事業用地整備工事請負契約	令和7年度	限度額 12,000 千円
河川設備長寿命化工事請負契約	令和7年度	限度額 30,000 千円
臨港道路管理修繕業務委託契約等	令和7年度	限度額 35,000 千円
港湾施設修繕工事請負契約	令和7年度	限度額 33,000 千円
本牧ふ頭D突堤受電設備更新工事請負契約等	令和7年度から 令和8年度まで	限度額 250,000 千円
消防救急デジタル無線（共通波）更新工事請負契約	令和7年度	限度額 2,000,000 千円
中学校給食業務委託契約（令和6年度）	令和7年度	限度額 1,500,000 千円
横浜市立中学校給食調理・配送等業務（A区分）委託契約	令和7年度から 令和22年度まで	限度額 49,000,000 千円
横浜市立中学校給食調理・配送等業務（B区分）委託契約	令和7年度から 令和12年度まで	限度額 21,000,000 千円
永田中学校崖対策工事請負契約	令和7年度	限度額 220,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
都岡小学校体育館等建替工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	限度額 2,200,000 千円
榎が丘小学校解体工事請負契約	令和7年度	限度額 550,000 千円
勝田小学校プール改築工事請負契約	令和7年度	限度額 410,000 千円
勝田小学校解体工事請負契約	令和7年度	限度額 560,000 千円
万騎が原小学校建替工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	限度額 3,400,000 千円
瀬谷小学校体育館建替工事請負契約	令和7年度	限度額 910,000 千円
矢向小学校建替工事請負契約	令和7年度から 令和9年度まで	限度額 4,200,000 千円
吉原小学校建替工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	限度額 3,400,000 千円
今宿小学校建替工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	限度額 3,700,000 千円
つつじが丘小学校建替工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	限度額 2,700,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
戸塚小学校体育館解体工事請負契約	令和7年度	限度額 140,000 千円
学校施設改修業務委託契約	令和7年度	限度額 1,000,000 千円
給食室改修工事請負契約	令和7年度	限度額 550,000 千円
市場小学校ほか34校学校照明設備改修ESCO事業委託契約	令和7年度から 令和21年度まで	限度額 2,500,000 千円
学校施設補修工事請負契約	令和7年度	限度額 50,000 千円

変 更

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
横浜市住宅供給公社のためにする損失補償	令和5年 4月から 令和11年 3月まで	借入限度額 2,660,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和11年3月までの間に償還	令和6年 4月から 令和12年 3月まで	借入限度額 2,620,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和12年3月までの間に償還
株式会社横浜国際平和会議場のためにする損失補償	令和5年 4月から 令和9年 3月まで	借入限度額 1,872,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和9年3月までの間に償還	令和6年 4月から 令和9年 3月まで	借入限度額 1,404,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和9年3月までの間に償還
横浜高速鉄道株式会社のためにする損失補償	令和5年 4月から 令和26年 3月まで	借入限度額 41,837,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和26年3月までの間に償還	令和6年 4月から 令和27年 3月まで	借入限度額 40,726,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和27年3月までの間に償還
社会福祉法人横浜市社会福祉協議会のためにする損失補償	令和5年 4月から 令和24年 3月まで	借入限度額 6,020,000千円 借入先 市中の金融機関 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和24年3月までの間に償還	令和6年 4月から 令和24年 3月まで	借入限度額 5,470,000千円 借入先 市中の金融機関 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和24年3月までの間に償還

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
脱炭素推進費	千円 367,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
GREEN×EXPO推進費	2,046,000			
横浜市立大学貸付金	1,500,000			
横浜市立大学関係施設整備費	325,000			
危機管理施設整備費	21,000			
地域施設整備費	1,208,000			
文化施設整備費	5,452,000			
スポーツ施設整備費	1,772,000			
放課後児童育成施設整備費	75,000			
保育所等整備費	316,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備費	千円 1,178,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。借り入れる場合は、その融通条件による。
健康福祉施設整備費	5,762,000			
医療関連施設整備費	38,000			
農政推進費	12,000			
公園緑地管理費	50,000			
公園緑地整備費	7,405,000			
車両管理費	270,000			
工場費	4,558,000			
し尿処理施設費	9,000			
住環境改善事業費	304,000			
公共建築物長寿命化対策費	2,445,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅管理費	千円 361,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。借り入れる場合は、その融通条件による。
市営住宅整備費	4,614,000			
都市交通費	1,006,000			
地域整備費	1,768,000			
道路等管理費	43,000			
道路等維持費	2,004,000			
道路特別整備費	4,866,000			
街路整備費	4,883,000			
道路費負担金	3,821,000			
河川管理費	100,000			
河川整備費	560,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設等維持費	千円 41,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。借り入れる場合は、その融通条件による。
港湾施設等改良費	335,000			
港湾整備費負担金	6,554,000			
警防活動施設整備費	321,000			
消防研修施設整備費	156,000			
消防団施設整備費	743,000			
消防施設整備費	3,224,000			
生涯学習推進費	11,000			
文化財保護費	119,000			
教育関連施設整備費	40,000			
学校用地費	523,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小・中学校整備費	千円 9,385,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。借り入れる場合は、その融通条件による。
特別支援教育施設整備費	98,000			
学校施設営繕費	13,889,000			
水道事業会計繰出金	1,599,000			
高速鉄道事業会計繰出金	3,400,000			
臨時財政対策債	7,000,000			
計	106,577,000			

令和6年度横浜市国民健康保険事業費会計予算

令和6年度横浜市の国民健康保険事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ307,982,954千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		69,758,721 ^{千円}
	1 国民健康保険料	69,758,721
2 一部負担金		8
	1 一部負担金	8
3 国庫支出金		2,927
	1 国庫支出金	2,927
4 県支出金		205,454,839
	1 保険給付費等交付金	205,454,839
5 財産収入		4,508
	1 財産運用収入	4,508
6 繰入金		27,552,868
	1 他会計繰入金	27,552,868
7 繰越金		4,800,000
	1 繰越金	4,800,000
8 諸収入		409,083
	1 収納資金貸付金元利収入	900
	2 雑入	408,183
歳 入 合 計		307,982,954

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		307,982,954 ^{千円}
	1 総務費	7,900,404
	2 保険給付費	300,068,042
	3 基金積立金	4,508
	4 予備費	10,000
歳 出 合 計		307,982,954

第2表 債務負担行為

追加

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム標準化対応業務委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	限度額 5,700,000 千円

令和6年度横浜市介護保険事業費会計予算

令和6年度横浜市の介護保険事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ341,804,659千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 介護保険料		77,447,623 ^{千円}
	1 介護保険料	77,447,623
2 使用料及び手数料		100,660
	1 手数料	100,660
3 国庫支出金		73,178,404
	1 国庫負担金	56,338,981
	2 国庫補助金	16,839,423
4 支払基金交付金		87,292,110
	1 支払基金交付金	87,292,110
5 県支出金		48,217,503
	1 県負担金	45,702,488
	2 県補助金	2,515,015
6 財産収入		4,432
	1 財産運用収入	4,432
7 繰入金		53,046,267
	1 他会計繰入金	50,891,588
	2 基金繰入金	2,154,679
8 繰越金		2,489,676
	1 繰越金	2,489,676
9 諸収入		27,984
	1 収納資金貸付金元利収入	360

款	項	金 額
	2 雑入	千円 27,624
歳 入 合 計		341,804,659

歳 出

款	項	金 額
1 介護保険事業費		341,804,659 ^{千円}
	1 総務費	7,723,561
	2 保険給付費	314,070,499
	3 地域支援事業費	17,018,688
	4 保健福祉事業費	822,800
	5 基金積立金	2,159,111
	6 予備費	10,000
歳 出 合 計		341,804,659

令和6年度横浜市後期高齢者医療事業費会計予算

令和6年度横浜市の後期高齢者医療事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,735,632千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		58,045,147 ^{千円}
	1 後期高齢者医療保険料	58,045,147
2 繰入金		43,259,020
	1 他会計繰入金	43,259,020
3 繰越金		199,428
	1 繰越金	199,428
4 諸収入		232,037
	1 収納資金貸付金元利収入	360
	2 償還金及び還付加算金	91,400
	3 広域連合支出金	133,257
	4 雑入	7,020
歳 入 合 計		101,735,632

歳 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療事業費		101,735,632 ^{千円}
	1 総務費	1,531,326
	2 負担金	100,194,306
	3 予備費	10,000
歳 出 合 計		101,735,632

令和6年度横浜市港湾整備事業費会計予算

令和6年度横浜市の港湾整備事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,648,489千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,156,502 ^{千円}
	1 使用料	1,156,502
2 財産収入		26,290
	1 財産運用収入	26,290
3 繰入金		406,994
	1 他会計繰入金	406,994
4 繰越金		435,645
	1 繰越金	435,645
5 諸収入		19,137,558
	1 貸付金元利収入	2,175,339
	2 雑入	16,962,219
6 市債		11,485,500
	1 市債	11,485,500
歳 入 合 計		32,648,489

歳 出

款	項	金 額
1 港湾整備事業費		32,648,489 <small>千円</small>
	1 管理費	1,778,572
	2 施設整備費	15,000
	3 山下ふ頭用地造成等事業費	2,986,000
	4 新本牧ふ頭整備費	8,797,400
	5 建設発生土受入事業費	10,004,116
	6 港湾施設等整備費貸付金	6,370,500
	7 公債費	2,691,901
8 予備費	5,000	
歳 出	合 計	32,648,489

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
山下ふ頭用地造成等 事業費	千円 3,041,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
新本牧ふ頭整備費負担金	2,074,000			
港湾施設等整備費貸付金	6,370,500			
計	11,485,500			

令和6年度横浜市中央卸売市場費会計予算

令和6年度横浜市の中央卸売市場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,124,539千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,443,240 ^{千円}
	1 使用料	1,443,239
	2 手数料	1
2 県支出金		79,334
	1 県補助金	79,334
3 財産収入		577,098
	1 財産運用収入	577,097
	2 財産売払収入	1
4 繰入金		145,986
	1 他会計繰入金	145,986
5 繰越金		249,249
	1 繰越金	249,249
6 諸収入		465,632
	1 雑入	465,632
7 市債		1,164,000
	1 市債	1,164,000
歳 入 合 計		4,124,539

歳 出

款	項	金 額
1 中央卸売市場費		4,124,539 ^{千円}
	1 運営費	2,302,662
	2 施設整備費	1,279,799
	3 公債費	541,078
	4 予備費	1,000
歳 出 合 計		4,124,539

第2表 債務負担行為

追加

事 項	期 間	限 度 額
横浜南部市場受変電設備修繕業務委託契約	令和7年度	限度額 70,000 千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本場施設整備費	千円 1,164,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	1,164,000			

令和6年度横浜市中心と畜場費会計予算

令和6年度横浜市中心の中央と畜場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,248,146千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		242,484 ^{千円}
	1 使用料	242,484
2 財産収入		482
	1 財産運用収入	481
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		2,424,615
	1 他会計繰入金	2,424,615
4 繰越金		66,043
	1 繰越金	66,043
5 諸収入		384,522
	1 貸付金元利収入	290,000
	2 雑入	94,522
6 市債		1,130,000
	1 市債	1,130,000
歳 入 合 計		4,248,146

歳 出

款	項	金 額
1 中央と畜場費		4,248,146 <small>千円</small>
	1 運営費	2,559,590
	2 施設整備費	1,144,000
	3 公債費	543,556
	4 予備費	1,000
歳 出 合 計		4,248,146

第2表 債務負担行為

追加

事 項	期 間	限 度 額
小動物解体ライン改修工事請負契約	令和7年度	限度額 1,200,000 千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央と畜場施設整備費	千円 1,130,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	1,130,000			

令和6年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計予算

令和6年度横浜市の母子父子寡婦福祉資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ262,575千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 貸付金収入		200,089 ^{千円}
	1 貸付金元利収入	200,089
2 繰入金		34,730
	1 他会計繰入金	34,730
3 繰越金		27,683
	1 繰越金	27,683
4 諸収入		73
	1 雑入	73
歳 入 合 計		262,575

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		262,575 ^{千円}
	1 貸付金	199,823
	2 事務費	35,069
	3 公債費	18,469
	4 一般会計繰出金	9,214
歳 出 合 計		262,575

令和6年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算

令和6年度横浜市の勤労者福祉共済事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ542,072千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 共済掛金収入		441,000 ^{千円}
	1 共済掛金収入	441,000
2 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
3 繰入金		19,829
	1 他会計繰入金	19,829
4 繰越金		80,213
	1 繰越金	80,213
5 諸収入		1,020
	1 雑入	1,020
歳 入 合 計		542,072

歳 出

款	項	金 額
1 勤労者福祉共済事業費		542,072 <small>千円</small>
	1 運営費	541,072
	2 予備費	1,000
歳 出 合 計		542,072

令和6年度横浜市公害被害者救済事業費会計予算

令和6年度横浜市の公害被害者救済事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,483千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 寄附金		3,402 ^{千円}
	1 寄附金	3,402
2 繰入金		19,132
	1 他会計繰入金	10,092
	2 基金繰入金	9,040
3 繰越金		10,949
	1 繰越金	10,949
歳 入 合 計		33,483

歳 出

款	項	金 額
1 公害被害者救済事業費		33,483 <small>千円</small>
	1 運営費	32,483
	2 予備費	1,000
歳 出 合 計		33,483

令和6年度横浜市市街地開発事業費会計予算

令和6年度横浜市の市街地開発事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,074,617千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1,751,690 <small>千円</small>
	1 負担金	1,751,690
2 使用料及び手数料		2,000
	1 使用料	2,000
3 国庫支出金		2,129,728
	1 国庫補助金	2,129,728
4 県支出金		68,999
	1 県補助金	68,999
5 財産収入		50,420
	1 財産運用収入	50,420
6 繰入金		4,146,814
	1 他会計繰入金	3,905,714
	2 基金繰入金	241,100
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		27,965
	1 清算金収入	100
	2 雑入	27,865
9 市債		24,897,000
	1 市債	24,897,000
歳 入 合 計		33,074,617

歳 出

款	項	金 額
1 市街地開発事業費		33,074,617 <small>千円</small>
	1 総務費	606,161
	2 事業費	30,061,528
	3 公債費	2,325,529
	4 旧上瀬谷通信施設地区事業費充当 企業債公債費	80,399
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		33,074,617

第2表 債務負担行為

追加

事 項	期 間	限 度 額
二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業基盤整備工事請負契約	令和7年度	限度額 650,000 千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
二ツ橋北部第1期地区事業費	千円 869,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
綱島駅東口周辺事業費	927,000			
旧上瀬谷通信施設地区事業費	22,366,000			
東高島駅北地区事業費	552,000			
関内駅前地区事業費	183,000			
計	24,897,000			

令和6年度横浜市自動車駐車場事業費会計予算

令和6年度横浜市の自動車駐車場事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ259,428千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 寄附金		18,250 ^{千円}
	1 寄附金	18,250
2 繰入金		115,255
	1 他会計繰入金	115,255
3 繰越金		32,851
	1 繰越金	32,851
4 諸収入		93,072
	1 雑入	93,072
歳 入 合 計		259,428

歳 出

款	項	金 額
1 自動車駐車場事業費		259,428 <small>千円</small>
	1 運営費	199,173
	2 公債費	55,255
	3 予備費	5,000
歳 出 合 計		259,428

令和6年度横浜市新墓園事業費会計予算

令和6年度横浜市の新墓園事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,279,038千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,400,538 <small>千円</small>
	1 使用料	1,400,373
	2 手数料	165
2 財産収入		11,250
	1 財産運用収入	11,250
3 繰入金		23,000
	1 基金繰入金	23,000
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		150
	1 雑入	150
6 市債		844,000
	1 市債	844,000
歳 入 合 計		2,279,038

歳 出

款	項	金 額
1 メモリアルグリーン事業費		111,995 <small>千円</small>
	1 事業費	111,995
2 日野こもれび納骨堂事業費		1,300,043
	1 事業費	1,300,043
3 舞岡地区新墓園事業費		847,000
	1 施設整備費	834,260
	2 公債費	12,740
4 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		2,279,038

第2表 債務負担行為

追加

事 項	期 間	限 度 額
舞岡墓園(仮称)施設整備工事請負契約	令和7年度	限度額 290,000 千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
舞岡地区新墓園整備費	千円 844,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	844,000			

令和6年度横浜市風力発電事業費会計予算

令和6年度横浜市の風力発電事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,096千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 寄附金		千円 50
	1 寄附金	50
2 繰越金		44,073
	1 繰越金	44,073
3 諸収入		50,973
	1 収益事業収入	50,960
	2 雑入	13
歳 入 合 計		95,096

歳 出

款	項	金 額
1 風力発電事業費		95,096 <small>千円</small>
	1 運営費	55,096
	2 予備費	40,000
歳 出 合 計		95,096

令和6年度横浜市みどり保全創造事業費会計予算

令和6年度横浜市のみどり保全創造事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,859,410千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 2,621
	1 使用料	2,621
2 国庫支出金		1,137,040
	1 国庫補助金	1,137,040
3 県支出金		150
	1 県委託金	150
4 財産収入		2,000
	1 財産運用収入	2,000
5 繰入金		6,829,884
	1 他会計繰入金	3,600,064
	2 基金繰入金	3,229,820
6 諸収入		6,715
	1 雑入	6,715
7 市債		2,881,000
	1 市債	2,881,000
歳 入 合 計		10,859,410

歳 出

款	項	金 額
1 みどり保全創造事業費		10,859,410 <small>千円</small>
	1 みどり保全創造事業費	5,463,041
	2 みどり保全事業費	3,038,348
	3 基金積立金	2,000
	4 公債費	2,355,021
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		10,859,410

第2表 債務負担行為

追加

事 項	期 間	限 度 額
緑地施設修繕工事請負契約	令和7年度	限度額 11,000 千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
樹林地保全創造費	千円 1,150,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
都市農地保全費	435,000			
緑化推進創造費	35,000			
樹林地保全費	1,261,000			
計	2,881,000			

令和6年度横浜市公共事業用地費会計予算

令和6年度横浜市の公共事業用地費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,907,864千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 資産活用推進基金収入		1,305,077 <small>千円</small>
	1 資産活用推進基金運用収入	171,001
	2 財産収入	801,892
	3 基金繰入金	332,183
	4 繰越金	1
2 都市開発資金事業収入		1,599,786
	1 財産収入	49,689
	2 他会計繰入金	550,097
	3 市債	1,000,000
3 公共用地先行取得事業収入		1,003,001
	1 財産収入	1,003,000
	2 繰越金	1
歳 入 合 計		3,907,864

歳 出

款	項	金 額
1 資産活用推進基金費		1,305,077 ^{千円}
	1 資産活用推進基金積立金	549,704
	2 資産活用推進基金保有土地取得費	755,373
2 都市開発資金事業費		1,599,786
	1 都市開発資金事業費	1,000,000
	2 公債費	599,786
3 公共用地先行取得事業費		1,003,001
	1 公債費	969,034
	2 減債基金積立金	33,967
歳 出 合 計		3,907,864

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市開発資金事業費	千円 1,000,000	普通貸借の方法により、国から借り入れる。 起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	据置期間を含め10年以内に償還する。
計	1,000,000			

令和6年度横浜市市債金会計予算

令和6年度横浜市の市債金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ464,053,853千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		408,595,853 ^{千円}
	1 他会計繰入金	330,787,124
	2 基金繰入金	77,808,729
2 市債		55,458,000
	1 市債	55,458,000
歳 入 合 計		464,053,853

歳 出

款	項	金 額
1 公債費		464,053,853 ^{千円}
	1 公債費	456,323,231
	2 第三セクター等改革推進債公債費	7,730,622
歳 出 合 計		464,053,853

令和6年度横浜市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度横浜市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|--------------|----------------------------|-------------|----------------|
| (1) 水再生センター | 11 箇所 | | |
| | 年間総処理量 | 581,417,000 | m ³ |
| | 1日平均処理量 | 1,593,000 | m ³ |
| (2) ポンプ場 | 71 箇所 | | |
| | 年間総揚水量 | 256,750,000 | m ³ |
| | 1日平均揚水量 | 703,000 | m ³ |
| (3) 主な建設改良事業 | 管きよ、ポンプ場及び水再生センター等
整備事業 | 58,772,499 | 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	下水道事業収益	128,633,565 千円
第1項	営業収益	94,009,424 千円
第2項	営業外収益	34,390,381 千円
第3項	特別利益	233,760 千円

支 出

第1款	下水道管理費	125,529,594 千円
第1項	営業費用	121,190,327 千円
第2項	営業外費用	4,142,805 千円

第3項	特	別	損	失	186,462	千円
第4項	予	備	費		10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 60,865,159 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 51,014,629千円、建設改良積立金取崩額 5,850,530千円、当年度未処分利益剰余金処分額 4,000,000千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	下水道事業資本的収入	76,585,436	千円
第1項	企 業 債	61,274,000	千円
第2項	補 助 金	15,192,376	千円
第3項	負 担 金	7,537	千円
第4項	出 資 金	106,221	千円
第5項	そ の 他 資 本 的 収 入	5,302	千円

支 出

第1款	下水道事業資本的支出	137,450,595	千円
第1項	建 設 改 良 費	61,436,746	千円
第2項	企 業 債 償 還 金	72,000,667	千円
第3項	投 資	3,182	千円
第4項	一 般 会 計 繰 出 金	4,000,000	千円
第5項	予 備 費	10,000	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道管きよ修繕工事 及び維持管理等委託	令和7年度	1,210,000 千円
ポンプ場修繕工事	令和7年度	800,000 千円
水再生センター修繕工事	令和7年度	2,400,000 千円
下水道整備工事 及び設計・測量等委託	令和7年度から 令和12年度まで	58,000,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 下水道整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 37,738,000 千円
- (3) 起債の方法
 - ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は令和6事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年 7.0%以内
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
 - ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,635,271 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,533,030 千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 建設改良積立金のうち4,000,000千円を当年度未処分利益剰余金に振り替え、次のとおり処分するものと定める。

(1) 一般会計繰出金 4,000,000 千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、3,000,000 千円と定める。

令和6年度横浜市埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度横浜市埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 付帯工事及び管理一式

ア みなとみらい21埋立事業

イ 南本牧埋立事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	完 成 土 地 収 益			74,583 千円
第1項	営 業 収 益			1,012 千円
第2項	営 業 外 収 益			73,571 千円
		支	出	
第1款	完 成 土 地 費 用			809,227 千円
第1項	営 業 費 用			386,198 千円
第2項	営 業 外 費 用			403,029 千円
第3項	予 備 費			20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,457,503 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 **5,844,000 千円**

第1項 南本牧埋立事業収入 5,844,000 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 **15,301,503 千円**

第1項 埋立事業費 774,503 千円

第2項 企業債償還金 14,507,000 千円

第3項 予備費 20,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、25,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 233,006 千円

令和6年度横浜市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度横浜市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 1,980,000 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 402,976,000 m ³ |
| (3) 1日平均給水量 | 1,104,000 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	93,095,840 千円
第1項	営業収益	86,254,346 千円
第2項	営業外収益	6,841,494 千円
支 出		
第1款	水道事業費用	83,978,494 千円
第1項	営業費用	81,168,338 千円
第2項	営業外費用	2,725,156 千円
第3項	特別損失	35,000 千円
第4項	予備費	50,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 31,745,699 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 22,837,167 千円、建設改良積立金取崩額 3,659,417 千円、西谷浄水場再整備特別積立金取崩額 4,396,320 千円及び繰越利

益剰余金処分額 852,795 千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	水道事業資本的収入	30,982,597 千円
第1項	企業債	24,359,000 千円
第2項	出資金	1,599,000 千円
第3項	補助金	3,772,907 千円
第4項	分担金及び負担金	1,225,145 千円
第5項	その他資本的収入	26,545 千円

支 出

第1款	水道事業資本的支出	62,728,296 千円
第1項	建設改良費	50,745,090 千円
第2項	企業債償還金	11,943,184 千円
第3項	投資	9,022 千円
第4項	国庫補助金返還金	1,000 千円
第5項	予備費	30,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設整備工事	令和7年度から 令和10年度まで	36,538,000 千円
水道施設維持管理	令和7年度	13,100,000 千円
給水サービスに係る業務委託	令和7年度から 令和10年度まで	2,793,000 千円
照明設備LED化事業	令和7年度から 令和21年度まで	544,000 千円

給水タンク車製造 令和7年度 30,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 配水管整備事業費及び基幹施設整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 22,186,000千円
- | | |
|--------------------|--------------|
| 配水管整備事業費
充当企業債 | 18,024,000千円 |
| 基幹施設整備事業費
充当企業債 | 4,162,000千円 |
- (3) 起債の方法
- ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
- イ 起債の時期は令和6事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年7.0%以内
- ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
- イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次

のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 13,752,668 千円

- (2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、61,832 千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金のうち 852,795 千円は、次のとおり処分するものと定める。

- 建設改良積立金 852,795 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,000,000 千円と定める。

令和6年度横浜市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度横浜市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 供給事業所数 | 66 か所 |
| (2) 年間契約給水量 | 92,746,500 m ³ |
| (3) 1日当たり契約給水量 | 254,100 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	3,101,641 千円
第1項 営業収益	2,762,718 千円
第2項 営業外収益	338,923 千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	2,668,061 千円
第1項 営業費用	2,570,561 千円
第2項 営業外費用	80,500 千円
第3項 特別損失	10,000 千円
第4項 予備費	7,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,810,395千円は、当年度分損益勘定留保資金等1,065,922 千円、建設改良積立金取崩額 515,473 千円及び減債積立金取崩額 229,000 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 工業用水道事業資本的収入	1,724,700 千円
第1項 企 業 債	1,484,000 千円
第2項 国 庫 補 助 金	240,700 千円

支 出

第1款 工業用水道事業資本的支出	3,535,095 千円
第1項 建 設 改 良 費	3,288,614 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	241,481千円
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金	1,000 千円
第4項 予 備 費	4,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設整備工事	令和7年度から 令和10年度まで	7,718,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 工業用水道施設整備事業費に充てるため。
- (2) 限 度 額 1,484,000 千円
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
イ 起債の時期は令和6事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利 率 年 7.0%以内
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について

て、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 289,262 千円
(2) 交際費 50 千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,376 千円である。

令和6年度横浜市自動車事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度横浜市自動車事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	車両数	年間走行キロ	年間輸送人員	1日平均輸送人員
(1) 一般乗合	785両	25,484,000 km	110,539,000 人	302,800 人
(2) 貸切	30両	597,000 km	1,873,000 人	5,100 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 自動車事業収益	20,993,434 千円
第1項 営業収益	19,846,442 千円
第2項 営業外収益	1,146,992 千円

支 出

第1款 自動車事業費	23,106,461 千円
第1項 営業費用	22,415,604 千円
第2項 営業外費用	670,857 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 664,899 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 自動車事業資本的収入 3,180,622 千円

第1項 企 業 債 3,022,000 千円

第2項 国 庫 補 助 金 148,800 千円

第3項 県 補 助 金 9,822 千円

支 出

第1款 自動車事業資本的支出 3,845,521 千円

第1項 建 設 改 良 費 3,456,321 千円

第2項 企 業 債 償 還 金 389,200 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
設 備 改 良 工 事	令 和 7 年 度	200,000 千円
設 備 管 理 委 託	令 和 7 年 度 从 前 令 和 8 年 度 未 だ	17,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 バス車両の購入費等に充てるため。
- (2) 限 度 額 3,022,000 千円
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
イ 起債の時期は令和6事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。

(4) 利 率 年 7.0%以内

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

(5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 14,069,047 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、642,423 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、200,000 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	車 両	バ ス 車 両	75両

令和6年度横浜市高速鉄道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度横浜市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 車 両 数 310 両 (54編成)
- (2) 年 間 走 行 キ ロ 37,089,000 km
- (3) 年 間 輸 送 人 員 229,727,300 人
- (4) 1 日 平 均 輸 送 人 員 629,300 人
- (5) 主 な 建 設 改 良 事 業 駅施設及び電路・機械設備等の改良事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 高速鉄道事業収益 49,552,775 千円

第1項 営 業 収 益 42,205,171 千円

第2項 営 業 外 収 益 7,347,604 千円

支 出

第1款 高速鉄道事業費 47,364,204 千円

第1項 営 業 費 用 42,485,740 千円

第2項 営 業 外 費 用 4,848,464 千円

第3項 予 備 費 30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,319,831千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款	高速鉄道事業資本的収入	31,125,122 千円
第1項	企 業 債	26,250,000 千円
第2項	一 般 会 計 出 資 金	3,335,000 千円
第3項	国 庫 補 助 金	59,000 千円
第4項	一 般 会 計 補 助 金	1,317,537 千円
第5項	そ の 他 収 入	163,585 千円

支 出

第1款	高速鉄道事業資本的支出	48,444,953 千円
第1項	建 設 改 良 費	17,102,699 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	31,342,254 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高 速 鉄 道 3 号 線 延 伸 事 業	令 和 7 年 度	160,000 千円
営 業 区 間 施 設 改 良 工 事	令 和 7 年 度 从 事 令 和 12 年 度 まで	44,000,000 千円
営 業 区 間 施 設 管 理 委 託	令 和 7 年 度 从 事 令 和 8 年 度 まで	1,600,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(1) 起債の目的 高速鉄道建設改良費及び元利償還に充てるため。

(2) 限 度 額 14,238,000 千円

建設改良費充当企業債 13,224,000 千円
特 例 債 1,014,000 千円

(3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
イ 起債の時期は令和6事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。

(4) 利 率 年 7.0%以内
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

(5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、40,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,464,974 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
3,459,297 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、170,000 千円と定める。

令和6年度横浜市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度横浜市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市 民 病 院 事 業

(1) 病 床 数	650 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	220,642 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	340,200 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	604 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	1,400 人

2 脳卒中・神経脊椎センター事業

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	98,185 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	40,581 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	269 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	167 人
(6) 短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用定員	80 人
(7) 年間短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	27,375 人
(8) 年間通所リハビリテーション等 利 用 者 数	8,624 人
(9) 1 日 平 均 短 期 入 所 療 養 介 護 及 び 介 護 保 健 施 設 サ ー ビ ス 等 利 用 者 数	75 人
(10) 1 日 平 均 通 所 リハビリテーション等利用者数	28 人

3 みなと赤十字病院事業

(1) 病 床 数	634 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	184,108 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	279,818 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	504 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	1,152 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、市民病院事業費用のうち、旧病院解体工事費 1,579,404 千円の財源の一部に充てるため、企業債 1,579,000 千円を借り入れる。

収 入

第1款 市民病院事業収益	33,944,560 千円
第1項 医 業 収 益	31,342,876 千円
第2項 医 業 外 収 益	2,587,571 千円
第3項 特 別 利 益	14,113 千円
第2款 脳卒中・神経脊椎センター 事業収益	9,440,813 千円
第1項 医 業 収 益	6,959,510 千円
第2項 医 業 外 収 益	2,438,021 千円
第3項 研 究 助 成 収 益	20,000 千円
第4項 介 護 老 人 保 健 施 設 収 益	23,282 千円
第3款 みなと赤十字病院事業収益	1,916,890 千円
第1項 医 業 収 益	61,282 千円
第2項 医 業 外 収 益	1,855,608 千円
合 計	45,302,263 千円

支 出

第1款	市民病院事業費用	36,516,249 千円
第1項	医 業 費 用	33,533,147 千円
第2項	医 業 外 費 用	386,698 千円
第3項	特 別 損 失	1,596,404 千円
第4項	予 備 費	1,000,000 千円
第2款	脳卒中・神経脊椎センター 事業費用	9,738,727 千円
第1項	医 業 費 用	9,236,778 千円
第2項	医 業 外 費 用	141,278 千円
第3項	医 学 研 究 費 用	20,000 千円
第4項	介 護 老 人 保 健 施 設 費 用	40,671 千円
第5項	予 備 費	300,000 千円
第3款	みなと赤十字病院事業費用	1,526,937 千円
第1項	医 業 費 用	1,009,506 千円
第2項	医 業 外 費 用	417,431 千円
第3項	予 備 費	100,000 千円
	合 計	47,781,913 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,388,756 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款	市民病院事業資本的収入	1,589,370 千円
第1項	企 業 債	543,000 千円
第2項	一 般 会 計 負 担 金	1,042,570 千円

第3項	そ	の	他	3,800	千円				
第2款	脳卒中・神経脊椎センター事業	資	本的	収入	2,487,962	千円			
第1項	企	業	債	1,587,000	千円				
第2項	一	般	会	計	負	担	金	900,952	千円
第3項	そ	の	他	10	千円				
第3款	みなと赤十字病院事業	資	本的	収入	2,032,292	千円			
第1項	企	業	債	400,000	千円				
第2項	一	般	会	計	負	担	金	1,407,170	千円
第3項	一	般	会	計	補	助	金	225,122	千円
	合		計	6,109,624	千円				
			支	出					
第1款	市民病院事業	資	本的	支出	2,875,965	千円			
第1項	建	設	改	良	費	543,546	千円		
第2項	企	業	債	償	還	金	2,227,739	千円	
第3項	投				資	4,680	千円		
第4項	予		備		費	100,000	千円		
第2款	脳卒中・神経脊椎センター事業	資	本的	支出	3,104,625	千円			
第1項	建	設	改	良	費	1,587,099	千円		
第2項	企	業	債	償	還	金	1,417,526	千円	
第3項	予		備		費	100,000	千円		
第3款	みなと赤十字病院事業	資	本的	支出	2,517,790	千円			
第1項	建	設	改	良	費	400,000	千円		
第2項	企	業	債	償	還	金	2,117,790	千円	
	合		計	8,498,380	千円				

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市 民 病 院 旧 病 院 解 体 工 事 費	令和7年度から 令和8年度まで	258,000 千円
市 民 病 院 医 事 業 務 委 託	令和7年度から 令和8年度まで	1,000,000 千円
市 民 病 院 医 学 研 修 経 費	令 和 7 年 度	20,000 千円
市 民 病 院 医 療 機 器 保 守 業 務 委 託	令和7年度から 令和10年度まで	200,000 千円
市 民 病 院 広 報 業 務 委 託	令和7年度から 令和8年度まで	11,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 医 事 業 務 委 託	令和7年度から 令和8年度まで	400,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 医 学 研 修 経 費	令 和 7 年 度	10,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 施 設 管 理 委 託	令和7年度から 令和8年度まで	15,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 医 療 機 器 保 守 業 務 委 託	令和7年度から 令和10年度まで	170,000 千円
み な と 赤 十 字 病 院 救 急 外 来 拡 張 工 事 費	令 和 7 年 度	290,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 施設整備工事費及び医療備品購入費等に充てるため。
- (2) 限度額 4,109,000 千円
- 市民病院
建設改良費等充当企業債 2,122,000 千円
- 脳卒中・神経脊椎センター
建設改良費充当企業債 1,587,000 千円
- みなと赤十字病院
建設改良費充当企業債 400,000 千円
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
イ 起債の時期は令和6事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年 7.0%以内
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 19,643,721 千円

(2) 交際費 539 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,125,983千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、20,352,972千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	ア 備品	磁気共鳴断層撮影装置	一式
	イ 同上	診療情報システム	一式